



## ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

### 1. 国営昭和記念公園でオオタカが初めて繁殖に成功 ～無事2羽の巣立ちを確認～

国営昭和記念公園事務所

東京都の立川市と昭島市にまたがる国営昭和記念公園で繁殖行動をしていたオオタカのペアが、園内で初めて繁殖を成功させ、2羽の雛の内、6月27日には1羽が、30日にはもう1羽が他の木への飛翔するところの確認され、無事巣立ちが進んでいることが確認されました。

公園では、オオタカの繁殖を見守るため、6月6日より一部立ち入り禁止区域(約2ヘクタール)を設けておりましたが、巣立ちの状況を踏まえ、7月2日より解除することに致しました。

国営昭和記念公園は、立川基地跡地に整備されている計画面積180haの国営公園で、昭和53年に事業化されて以来、「緑の回復と人間性の向上」をテーマとして、豊かな緑に囲まれた広い公共空間と文化的内容を備えた公園とすることを建設目標として整備を進めてきました。

今回、オオタカの繁殖が成功したことは、本公園に多様な環境が整備され、良好に保全されていることの一つの証であると考えており、今後も良好な環境の保全・再生と、そのような自然に公園利用者が身近にふれあうことのできるような公園の整備と管理を進めてまいります。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/showa\\_00000031.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/showa_00000031.html)

### 2. 川カシャ！2015 第34回川の写真コンクール開催 ～写真を通して、新たな「川」の魅力を発見してみませんか！～

関東地方整備局

河川部

川の写真コンクールは、河川愛護月間※の一環として、河川愛護思想の普及と啓発をはかるため、関東地方整備局管内の小学生、中学生及び高校生を対象に、川の写真を募集します。

昭和56年から続くこのコンクールは、今年で34回目を迎えます。昨年度は約6,300点の作品が集まりました。今年もたくさんの応募をお待ちしております。

※河川愛護月間とは、河川愛護の意識の醸成を目的とし、河川の安全で適切な利用、管理の促進や、良好な河川環境の保全・再生を推進するための活動等を行うもので、毎年7月に実

施しているものです。

■応募期間 平成 27 年 7 月 1 日～9 月 12 日(消印有効)

■応募資格 関東地方(山梨県、静岡県を含む)に在住または在学中の小、中、高校生(一般の方からの作品は募集しておりません。)

詳細につきましては、関東地方整備局ホームページをご参照ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/chiiki/index.html>

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river\\_00000170.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000170.html)

### 3. 「災害時の情報交換に関する協定」4 村合同締結式 ～東京都利島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村と関東地方整備局で締結～

関東地方整備局

企画部

国土交通省では、災害発生時に被災した地方公共団体に対し、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣等により、被災状況の把握、危険性評価や復旧対策に係る技術支援を行っています。

TEC-FORCE による支援では、被災した地方公共団体との情報共有が非常に重要であり、災害時には早期に地方公共団体へ情報連絡員(リエゾン)を派遣し、的確に被災情報等を収集し、情報共有を行うこととしています。

島しょ地域においては、その地理的条件から災害発生における活動上の様々な制約が生じ、災害が発生するおそれがある段階から各種情報の共有を図り、もって迅速かつ円滑な災害対処に資する必要があることから、東京都利島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村と国土交通省関東地方整備局にて「災害時の情報交換に関する協定」を締結することとなりました。これにより、東京都島しょ地域の 8 町村と協定が締結されることとなります。

合同締結式

(1)日時 平成 27 年 7 月 27 日(月) 17 時 00 分～(予定)

(2)場所 九段第 3 合同庁舎 15 階会議室(東京都千代田区九段南 1-2-1)

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku\\_0000311.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_0000311.html)

#### 4. 「夏休み親子防災教室 2015」を開催します

関東技術事務所

国土交通省関東技術事務所は、各地で発生する土砂災害・地震による被害などの災害対策支援を目的とし、平成9年3月に「船橋防災センター」を開所しました。

船橋防災センターの開所に併せ、毎年、小学校の夏休み期間を利用し、親子で「防災」について考え、学んでいただく場を提供し、「防災」について興味を持っていただくきっかけになることを期待し、「防災教室」を継続して開催してきました。

今年も7月28日(火)船橋防災センター構内において「夏休み親子防災教室 2015」を開催します。

また、この「防災教室」は、地元自治体や防災関係機関及びライフライン事業者の方々にも参加をしていただき、関係機関における幅広い防災対策や災害時の活動等を知っていただくことで、子供たち及び保護者の「防災」に対する意識の向上を図ることを目的とするものです。

##### 【開催概要】

- 開催日時:平成27年7月28日(火) 10時～14時(受付9時45分から、参加無料、予約不要)
- 開催場所:国土交通省 船橋防災センター構内(小雨決行)
- 主催:国土交通省関東技術事務所
- 協賛:船橋市,船橋市消防局,千葉県船橋警察署,国土交通省千葉国道事務所船橋出張所  
千葉県水道局船橋水道事務所,(株)NTT 東日本千葉西支店,京葉ガス(株)供給保安部  
東京電力(株)京葉支社(順不同)
- 開催概要:下記ホームページアドレスを参照

##### 【関東技術事務所ホームページ】

お知らせ欄 URL: <http://www.ktr.mlit.go.jp/kangi/index.htm>

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kangi\\_0000062.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kangi_0000062.html)

## 5. 道の駅かつらで、親子で楽しむイベントを開催します。

### 「御前山ハイキング&ストーンアート」

常陸河川国道事務所

茨城県の北西に位置する道の駅かつらは、山紫水明の茨城県立自然公園御前山と清流那珂川を望む景勝地に立地している人気の道の駅です。

夏休みの最後の思い出に親子でイベントに参加してみませんか。

1.開催日 平成27年8月23日(日) 10時00分～14時00分 小雨決行

2.場所 道の駅かつら

3.参加費 300円/人(おにぎり・保険代) 先着50人

4.申込み ハガキ、ファックスで城里町観光協会へ

申込み・問合せ

先城里町観光協会事務局

東茨城郡城里町石塚1428-25

城里町役場産業振興課内

「道の駅かつらのちょっとハイキング」係

電話 029-288-3111

FAX 029-288-2113

5.諸注意等 本文資料(PDF)別紙チラシのとおり

別紙・参考資料 [本文資料\(PDF\)](#)  [894 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/hitachi\\_00000225.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/hitachi_00000225.html)

## ◆◆国土交通本省の動き◆◆

### 1. 「水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」について（閣議決定）

平成 27 年 7 月 14 日、「水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が閣議決定されましたので、お知らせいたします。

#### 背景

多発する浸水被害を防止するための雨水貯留施設に係る管理協定制度の創設、再生可能エネルギーの活用を促進するための熱交換器の設置に関する規制緩和の措置等について定める「水防法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 22 号。以下「法」という。）が平成 27 年 5 月 20 日に公布されたところである。

今般、法の公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において施行することとされている規定の施行のため、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）等の一部を改正する。

#### 概要

##### （1）水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

雨水貯留施設に係る管理協定制度の創設、熱交換器の設置に関する規制緩和の措置等に関する法の規定の施行期日を平成 27 年 7 月 19 日とする。」

##### （2）水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

###### [1] 下水道占用物件の規制緩和

- ・ 量水標等及び熱交換器を公共下水道の暗渠等に設ける場合に、量水標等及び熱交換器を支持し、又は保護するための工作物等を設けることができることとする。
- ・ 公共下水道の暗渠等に熱交換器を設けることができる者は、下水熱の利用に関する適正かつ確実な計画を有し、かつ、下水熱の利用を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であると、公共下水道管理者等が認めたとする。

###### [2] 浸水被害対策区域における措置

- ・ 浸水被害対策区域において、条例で定める排水設備に適用すべき技術上の基準は、以下の要件に適合するものであることとする。
  - イ 下水道法施行令第 8 条に掲げる技術上の基準に相当する基準を含むもの
  - ロ 浸水被害の防止を図るために必要な最小限度のものであり、かつ、排水設備を設置する者に不当な義務を課することとならないもの
  - 等
- ・ 浸水被害対策区域において、管理協定を締結することができる雨水貯留施設は、雨水を貯留する容量が 100 m<sup>3</sup>以上のものであることとする。

###### [3] 日本下水道事業団による権限代行制度

事業団が下水道管理者に代わって行う特定下水道工事の権限は、以下のものとする。

- イ 公共下水道等への物件の設置について許可を与えること
- ロ 公共下水道等に関する調査のため、他人の土地に立入り、又は他人の土地を一時使用すること 等

今後のスケジュール

閣議：平成27年7月14日（火）

公布：平成27年7月17日（金）

施行：平成27年7月19日（日）

添付資料

[【水防政令】報道発表資料](#)（PDF形式：143KB）

[要綱（施行期日令）](#)（PDF形式：16KB）

[案文・理由（施行期日令）](#)（PDF形式：23KB）

[参照条文（施行期日令）](#)（PDF形式：34KB）

[法律要綱（施行期日令）](#)（PDF形式：102KB）

[要綱（整備政令）](#)（PDF形式：64KB）

[案文・理由（整備政令）](#)（PDF形式：132KB）

[新旧（整備政令）](#)（PDF形式：254KB）

[参照条文（整備政令）](#)（PDF形式：372KB）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13\\_hh\\_000272.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000272.html)

## 2. 最大規模の洪水、内水、高潮への対応を開始

最大規模の洪水、内水、高潮への対応を開始

「水防法等の一部を改正する法律」が、7月19日に一部施行されました。これにより、想定し得る最大規模の洪水、内水、高潮への対応が始まります。

	水位情報の周知	浸水想定区域・ハザードマップ
洪水	【既存】河川の水位情報を周知	【拡充】対象を最大規模の降雨に変更
内水	【新設】下水道の水位情報を周知	【新設】最大規模の降雨を対象に作成
高潮	【新設】海岸の水位情報を周知	【新設】最大規模の高潮を対象に作成

「水防法等の一部を改正する法律」の内容は、以下を参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/river/suibou/suibouhou.html>

また、これらに関するマニュアル、システム等を作成し、地方公共団体や地下街の管理者等を支援することとしました。

- 下水道、海岸の水位情報の通知・周知等
  - [\(1\)「雨水出水特別警戒水位の設定要領」](#)
  - (2)「高潮特別警戒水位の設定要領」(近日公開)
- 最大規模の降雨の設定、洪水・内水に係る浸水想定区域図の作成
  - [\(3\)「浸水想定\(洪水、内水\)の作成等のための想定最大外力の設定手法」](#)
  - [\(4\)「洪水浸水想定区域図作成マニュアル\(第4版\)」](#)
  - [\(5\)「内水浸水想定区域図作成の手引き」](#)
  - [\(6\)「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン\(第2版\)」](#)
- 最大規模の高潮の設定、高潮に係る浸水想定区域図の作成
  - [\(7\)「高潮浸水想定区域図作成の手引き」](#)
- 地下街等の避難確保・浸水防止計画の作成
  - [\(8\)「地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き\(洪水・内水・高潮編\)」](#)
- 地下街等の利用者が安全に避難できるかを確認するシステム
  - [\(9\)「地下街等浸水時避難計画等策定支援システム」](#)
- 洪水、内水、高潮に対応した水防計画の作成
  - (10)[「水防計画作成の手引き\(都道府県版\)」](#)  
[「水防計画作成の手引き\(水防管理団体版\)」](#)

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04\\_hh\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000006.html)

### 3. 「高潮浸水想定区域図作成の手引き」をとりまとめました。

今年5月に水防法(昭和24年法律第193号)が改正され、都道府県が相当な被害が想定される海岸において、最大規模の高潮が発生した場合の高潮浸水想定区域を指定し、それに基づいて市町村が地域防災計画やハザードマップを作成・活用することが義務づけられました。

この度、都道府県が高潮浸水想定区域図を作成する際の技術的な支援として、「高潮浸水想定区域図作成の手引き」をとりまとめました。

本手引きに基づき、最悪の事態を考慮した想定最大規模の高潮に対する浸水想定区域が示されることにより、高潮災害に対する円滑かつ迅速な避難等のための水防体制が強化され、住民等の高潮に対する危機意識の向上に寄与することが期待されます。

本手引きをとりまとめるにあたっては、農林水産省及び国土交通省が設置した「高潮水防の強化に関する技術検討委員会」において、想定し得る最大規模の高潮の設定方法、堤防等の決壊条件等の技術的な事項について検討を行ってきたところです。

高潮水防の強化に関する技術検討委員会の詳細については、下記のウェブサイトをご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/saidai\\_takashio/index.html](http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/saidai_takashio/index.html)

### 本手引きの主なポイント

- (1) 例えば東京湾では、室戸台風級（911hPa）の台風が、伊勢湾台風級のスピードで、湾内に最悪の被害をもたらすコースを通して接近する条件を想定。
- (2) 高潮時の洪水の流下を考慮し、海岸線だけでなく河川においても高潮の影響を受けて水位が高くなっている状況での氾濫を想定。
- (3) 堤防等が設計条件に達した段階で決壊することを基本とするなど、「最悪の事態」を想定。

### 添付資料

[報道発表資料](#)（PDF 形式）

[高潮浸水想定区域図作成の手引き（概要）](#)（PDF 形式）

[高潮浸水想定区域図作成の手引き](#)（PDF 形式）

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/sabo02\\_hh\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sabo02_hh_000016.html)

## 4. 「道の駅」で夏期休暇に大学生の実習を行います。

～若者との交流による新たな価値の創出～

国土交通省では、地域の観光資源や魅力が集まっている「道の駅」を、観光振興や地域づくりを学ぶ学生の実習の場として活用することを進めております。

この度、全国「道の駅」連絡会が協定締結大学と実習受入れ道の駅と調整を行った結果、約60名の学生が全国33の道の駅（別紙1）で夏期休暇を利用して実習を行うこととなりますので、お知らせ致します。

本取組では、若者が有する HP や SNS などの技術力、若者ならではの視点やデザイン力、行動力を活かして、道の駅を通じた地域活性化が図られることを目指しています。

また、実習を通じて、将来の地域づくりや観光を担う人材が育成されることを期待しています。

#### 添付資料

[記者発表資料](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000536.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000536.html)

◆◆地域の動き◆◆

工事中のバイパス活用で土砂崩落による全面通行止めを回避  
～ 一般国道152号 飯田市南信濃 小道木バイパスの効果 ～

長野県建設部

1 小道木バイパスの概要

国道152号は、長野県上田市を起点として、愛知県浜松市に至る物流や観光に欠かせない主要な幹線道路で、このうち、特に飯田市上村・南信濃地区（通称：遠山郷）では、幅員狭小、線形不良区間で、落石危険箇所もあり、これまでも度々土砂崩落等が発生しています。

そのため、平成20年度から、災害に強い道路ネットワークの確保を目的に社会資本整備総合交付金等により、「小道木バイパス」の整備を進めています。

そのような中、平成22年7月には、土砂崩落により本路線をはじめ国道や県道が22箇所で通行止めとなり、当地区を含め飯田市、泰阜村、天龍村などで約1,200世帯、約2,400人が一時孤立する影響が生じました。【写真1、2】

■位置図



■小道木バイパス事業概要

- ・延 長：1,700m（2車線）
- ・規 格：3種2級（設計速度40km/h）
- ・主な構造物：トンネル2本  
（押出トンネルL=1,196m、権現山トンネルL=96m）  
橋梁2橋  
（熊野大橋L=193m、小道木大橋L=118.5m）
- ・計画交通量：4,300台/日
- ・全体事業費：約65億円
- ・着 手：平成20年度
- ・開 通 予 定：平成27年秋

■これまでの被災状況



【写真1】平成22年7月14日 土砂崩落



【写真2】平成22年7月14日 土砂崩落

## 2 バイパス整備中に現道区間で土砂崩落が発生

平成27年4月19日に小道木バイパスの現道区間で土砂崩落が発生し、約2kmが全面通行止めとなりました。【写真3】

復旧には約2ヶ月間を要すると見込まれました。また、本路線は地区内の唯一の幹線道路であり、周辺には有効な迂回路がないことから、復旧までの間、地域の暮らしやゴールデンウィーク期間中の観光等への様々な影響が懸念されました。



【写真3】平成27年4月19日 土砂崩落

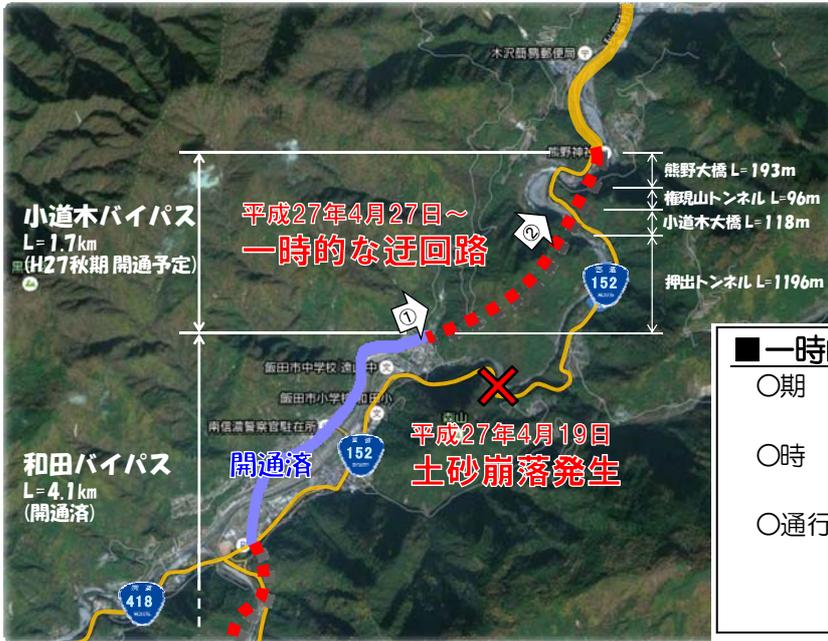
### ■全面通行止となった場合に想定される主な影響

- 上村地区の人が日常的に利用する
  - ・JR飯田線 平岡駅から**電車に乗れない。**
  - ・県立阿南**病院に行けない。**
- 遠山地区の人が
  - ・飯田**市街地に行きにくい。**  
(通常の約50分が約1時間20分かかる)
- OGW中の**観光客の減少。**  
(観光地：遠山温泉峡、下栗の里等)



## 3 整備中のバイパスを迂回路として一時的に活用

今回、土砂崩落が発生した時点で、小道木バイパスは、トンネルや橋梁工事は概ね完了しており、トンネルの照明、防災工事等を実施している状況でした。そのため、現道部の土砂崩落に伴う地域の暮らしや産業、観光への影響を最小限に抑えることを目的に、警察署や消防署と協議を行い、トンネル内への仮設の安全設備・照明の設置及び出入口への誘導員の配置を行った上で供用開始することとし、4月27日から6月18日まで、整備中の小道木バイパスを全面通行止め区間の迂回路として一時的に活用しました。【写真4～7】



【写真4】土砂崩落が発生した現道と小道木バイパスとの関係

一時的な迂回路の通行状況



【写真5】トンネル内 仮設安全設備状況

- 一時的な迂回路活用の概要
- 期 間：平成27年4月27日（月）～平成27年6月18日（木）
  - 時 間：午前7時から午後8時まで（夜間全面通行止）
  - 通行方法：片側交互通行及び徐行  
現地誘導員の指示に従い通行  
自転車及び歩行者は通行不可



【写真6】① 押出トンネル



【写真7】② 小道木大橋と榎現山トンネル

今回の対応により、地元住民の方への影響やゴールデンウィーク期間中の観光客の減少等が最小限に抑えられたことについて、地元及び周辺の自治体から感謝の声が寄せられました。

### 3 おわりに

現道の国道152号は、土砂崩落箇所の落石対策及び復旧を行い、平成27年6月18日に全面通行止めを解除しました。【写真8】

小道木バイパスは、三遠南信自動車道の現道活用区間にも位置づけられていることから、引き続き、災害に強い道路ネットワークの確保に向け、平成27年秋の小道木バイパスの開通を目指し、整備を行っています。



【写真8】平成27年6月18日全面通行止解除

今回の対応にあたり、ご支援、ご助言をいただいた国土交通省並びに関係機関等の皆様に感謝申し上げます。